

申請を制限し、扶養を強要して餓死・孤独死をふやす生活保護「改正」案再提出の中止を求める要請書

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 田村憲久 様

先の国会で、政府が提出した「生活保護法改正案」(改悪案)は、廃案となりました。しかし、政府は、再度「改悪案」を次の国会に提出すると報道されています。

現在の生活保護法は、保護の申請は、書面でおこなうことを要件とはせず、申請の際に保護の要否判定に必要な書類の提出を義務付けていません。「改悪案」は、申請に、収入・資産などが記載された申請書の提出を義務付け、要否判定に必要な書類の提出を要件にしています。それは、福祉事務所が、申請意思を表明しても申請書を渡さず、不要な書類の提出を求めて申請をさせない、「水際作戦」を合法化・法制化するものです。

現在は、扶養義務者の扶養は、「保護に優先」し、保護の要件とはしていません。「改悪案」は、保護申請者や、過去に保護を利用していた人、その扶養義務者に、収入や資産報告を求め、官公署、勤務先に収入の照会をするとしています。保護が必要な人の申請意思を委縮させ、扶養義務者が、保護が必要な人に申請をさせないといった事態を招きかねないものです。

このように、「改悪案」は、国民の保護請求権、生存権を著しく侵害し、生活保護法の根幹を前近代的なものに大改悪し、貧困をさらに広げ、深刻なものにし、餓死・孤独死をさらに誘発するものであり、断じて認めることはできません。

貴職におかれましては、「改悪案」の再提出を中止し、現在の生活保護法に基づいて、民主的な生活保護行政を推進するよう要請いたします。

団体名(氏名)

代 表 者 名

住 所

連 絡 先

2013年 月 日

内閣総理大臣 03-3581-3883

厚生労働大臣 03-3595-2020